

令和8年4月 日

国土交通大臣 殿

住 所 北海道登別市中央町6丁目11番地
氏名又は名称 登別市地域公共交通活性化協議会
会 長 渡部 光夫

令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（地域公共交通調査事業（地域公共交通アップデート化推進事業）（市町村型））交付申請書

令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（地域公共交通アップデート化推進事業）（市町村型））金2,268,000円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
 (地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事業)(市町村型)) 交付申請事業

補助対象事業者名 登別市地域公共交通活性化協議会 (単位:円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
<p>【名称】 登別市地域公共交通計画改訂及 び実証事業業務</p> <p>【内容】 ・現況交通実態調査 ・ビックデータによる移動実態 分析 ・住民及び観光客のニーズ把握 調査の実施 ・地域公共交通計画改訂版(案) の作成 ・協議会開催 ・大型デマンドタクシーによる 実証実験</p>	<p>着手予定日: 交付決定日以降</p> <p>完了予定日: 令和9年3月31日</p>	14,580,000	2,268,000

(添付書類)

- (1) 補助対象経費に係る見積書
- (2) その他補助金の交付に関して参考となる書類

地域公共交通調査事業（地域公共交通アップデート化推進事業（市町村型））の実施に関する計画

1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

当市は北海道の南西部に位置し、形状はほぼひし形をなしている。南は太平洋に面し、その海岸線はほぼ一直線であり、東は登別漁港、倶多楽湖付近で白老町と接し、北はオロフレ峠、来馬岳付近で壮瞥町に接し、西は鷲別岬から鷲別岳にかけて室蘭市、伊達市と接しており、面積は212.21 km²となっている。

鷲別地域・幌別地域・登別地域は人口増加等に伴い、それぞれの市街地を拡大しつつ発展し、登別温泉地域は観光地として集客数を伸ばし、限られた土地の中で高度化が進み、発展を遂げてきている。また、これら市街地は、JR、国道、道道等によって繋がっている。

本市の人口は、令和2年（2020年）に46,401人であったところ、令和7年（2025年）に42,900人となり、令和27年（2045年）には29,748人まで減少することが予想されており、特に15～64歳の生産年齢人口の減少割合が大きい見込みとなっている。さらに、高齢化率は令和7年の38.5%に対して、令和27年には45.8%となることが予想され、高齢化は更に進展する見込みである。

本市の公共交通機関は、道南バス（株）が路線バス事業を運営しているほか、登別ハイヤー（株）・室蘭ハイヤー（株）がタクシー事業を運営しているが、そのいずれにおいても人口減少や高齢化等による運転手不足が深刻化しており、路線バスの減便や夜間のタクシー運行台数の減少など、市民生活にも影響が現れている。

また、観光地を抱える本市特有の課題として、宿泊施設のチェックイン・チェックアウト時間帯の混雑に加え、特に春節期におけるインバウンドの増加によるオーバーツーリズムの発生により、それら時間帯・期間において観光客の移動手段が不足することはもちろん、地域住民の移動手段にも影響が現れている。

以上、運転手不足および繁忙期への対応を図りつつ、市内公共交通網を維持することを目標とし、交通事業者に対する支援および利用者の利便性向上を考慮した施策を講じる必要がある。

<計画の区域内における公共交通の概要>（調査時点）

	路線バス		デマンド（バス・タクシー）事業者数	その他（鉄道・タクシーなど）
	事業者数	系統数		
全体	1	18	—	鉄道 4 駅 タクシー事業者 2 事業者
うち 公営・コミバス等	—	—	—	スクールバス 1 路線 スクールタクシー 2 路線

2. 目指す交通計画と策定調査の必要性

運転手不足、繁忙期の移動手段の不足に対応しながら、市内公共交通網を維持することを目的とし、上位計画である登別市総合計画第4期基本計画や、登別市立地適正化計画等の関連計画との整合性を図りつつ、登別市地域公共交通計画の改訂を行う。

計画の改訂にあたっては、地域データの収集・分析を行い、データを活用しながら関係者間の対話を深め、今後の移動手段のあり方を検討するため、既存の公共交通の利用に際して不便が生じている、登別地区における移動支援の実証実験を実施する予定である。

3. 事業の実施内容	
実施項目	実施内容
・現況交通実態調査	各地区の人口動態や施設立地など、既存資料から把握し、地域の現状を整理するほか、上位計画及び個別計画との整合性の整理、市内地域公共交通の運行及び公共交通事業者の現状の調査を実施する。
・ビックデータによる移動実態分析	ビックデータを活用し、市内の移動実態を把握し、公共交通以外の移動実態も含めた分析を実施する。
・住民及び観光客のニーズ把握調査の実施	住民及び観光客のニーズ把握のため、地域住民や外国人も含めた観光客に向けたアンケート調査を行い、その調査結果の分析及びとりまとめを実施する。
・地域公共交通計画改訂版（案）の作成	現況交通実態調査や移動実態、住民等のニーズ把握調査などの結果に基づき、地域・交通課題を整理し、上位計画である登別市総合計画第4期基本計画や関連計画を踏まえつつ、基本方針や目標などを示した登別市地域公共交通計画改訂版の案を作成する。
・大型デマンドタクシーによる実証実験	市内の交通結節点（鉄道駅やバス停）から距離が遠く、公共交通の利用が不便な地域において大型デマンドタクシーによる実証実験を実施する。
・協議会開催	計画の改訂に向けた調査や実証実験等の内容共有、調査等の結果を踏まえた基本方針や目標などについて議論するため、コンサル担当者にも同席してもらいながら協議会を開催する。

4. スケジュール				
実施項目	4月	9月	12月	3月
・現況交通実態調査	↔			
・ビックデータによる移動実態分析	↔			
・住民及び観光客のニーズ把握調査の実施	↔			
・地域公共交通計画改訂版(案)の作成	↔			
・大型デマンドタクシーによる実証実験	↔			
・協議会開催	↔	↔	↔	↔

様式第5-1 別紙

5. 予算計画				
実施項目	総事業費 (見込み)	補助対象経費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
・ 現況交通実態調査	1,674 千円	1,674 千円	260 千円	1,414 千円
・ ビックデータによる移動実態分析	1,244 千円	1,244 千円	195 千円	1,049 千円
・ 住民及び観光客のニーズ把握調査の実施	3,488 千円	3,488 千円	540 千円	2,948 千円
・ 地域公共交通計画改訂版(案)の作成	2,710 千円	2,710 千円	420 千円	2,290 千円
・ 大型デマンドタクシーによる実証実験	4,085 千円	4,085 千円	635 千円	3,450 千円
・ 協議会開催	1,379 千円	1,379 千円	218 千円	1,161 千円
合計	14,580 千円	14,580 千円	2,268 千円	12,312 千円

【総括表】 交付申請内容・金額について

(円)

事業項目	総事業費 (見込み)	補助対象経費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)	算出根拠
合計	14,580,000	14,580,000	2,268,000	12,312,000	
1. 現況交通実態調査	1,674,000	1,674,000	260,000	1,414,000	・業務委託 ・内訳は【別紙】による
2. ビックデータによる移動実態分析	1,244,000	1,244,000	195,000	1,049,000	・業務委託 ・内訳は【別紙】による
3. 住民及び観光客のニーズ把握調査の実施	3,488,000	3,488,000	540,000	2,948,000	・業務委託 ・内訳は【別紙】による
4. 地域公共交通計画改訂版(案)の作成	2,710,000	2,710,000	420,000	2,290,000	・業務委託 ・内訳は【別紙】による
5. 大型デマンドタクシーによる実証実験	4,085,000	4,085,000	635,000	3,450,000	・業務委託 ・内訳は【別紙】による
6. 協議会開催	1,379,000	1,379,000	218,000	1,161,000	
協議会開催支援	1,379,000	1,379,000	218,000	1,161,000	・業務委託 ・内訳は【別紙】による

○国費と地域負担の按分方法について

1. 委託業務費()を総括表(合計)の各事業項目比率を以下のとおり算出

- ① % ()
- ② % ()
- ③ % ()
- ④ % ()
- ⑤ 形成計画案のとりまとめ % ()
- ⑥ 協議会開催 % ()

※協議会開催費のうち、報償費と費用弁償は地域負担とした。(例)

仕入れ控除を行うことができない旨の理由書

私ども登別市地域公共交通活性化協議会は、登別市地域公共交通活性化協議会規約に基づき組織された協議会であり、収入は国及び登別市からの補助金が主で、長期に継続した事業を行う消費税の課税事業者ではありません。

したがって、消費税の申告を行いませんので、補助対象経費にかかる消費税について、仕入控除を行うことができません。

上記の理由により、補助対象経費にかかる消費税相当額を補助対象経費に含めて申請いたします。

令和8年4月〇日

登別市地域公共交通活性化協議会

会長 渡部 光夫

交付申請書チェックリスト(地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事業(市町村型)))

No.	<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目
1. 交付申請書鑑について		
1-1	<input checked="" type="checkbox"/>	タイトル及び本文に事業名を「(地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事業(市町村型)))」まで記入されていますか。
1-2	<input checked="" type="checkbox"/>	本文に1円単位まで正確な交付申請額を記入されていますか。(千円単位に丸めないでください。)
2. 別紙 交付申請事業について		
2-1	<input checked="" type="checkbox"/>	タイトルに事業名を「(地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事業(市町村型)))」まで記入されていますか。
2-2	<input checked="" type="checkbox"/>	「補助対象事業者名」には鑑の申請者名称と同様の事業者名を記入されていますか。(※代表者名は記入しないでください。)
2-3	<input checked="" type="checkbox"/>	「補助対象事業の名称」には協議会・市町村として位置付ける事業名が記入されていますか。
2-4	<input checked="" type="checkbox"/>	「補助対象事業の着手及び完了予定日」の「着手予定日」には『交付決定日以降』と記入されていますか。
2-5	<input checked="" type="checkbox"/>	「補助対象事業の着手及び完了予定日」の「完了予定日」には事業の延期等を考慮した余裕をもった日付が記入されていますか。
2-6	<input checked="" type="checkbox"/>	「補助対象経費」・「補助金額」は1円単位まで正確な金額が記入されていますか。(千円単位に丸めないでください。)
2-7	<input checked="" type="checkbox"/>	「補助金額」は補助対象経費の1/2以下の額かつ内示額以下の額を記入されていますか。
3. 別紙「3. 事業の実施内容」について		
3-1	<input checked="" type="checkbox"/>	「実施項目」の記載は別紙項目「補助対象事業の内容」の記載と揃えられていますか。
3-2	<input checked="" type="checkbox"/>	「実施項目」は別途添付されている見積書の内訳との関連性がわかるような項目名になっていますか。 (※「打合せ協議」や「報告書の作成」は実施項目として記入しないでください。)
3-3	<input checked="" type="checkbox"/>	「実施内容」には「実施項目」の内容を文章で具体的に、かつ、協議会として実施する内容が記入されていますか。 (※コンサルの見積内訳書に記載の項目や仕様書に記載の事業内容等、コンサルとして実施する内容をそのまま転記しないでください。)
4. 別紙「4. スケジュール」について		
4-1	<input checked="" type="checkbox"/>	「実施項目」の記載は別紙項目「補助対象事業の内容」の記載と揃えられていますか。
4-2	<input checked="" type="checkbox"/>	『協議会等の開催』については、開催時期ごとに分けて矢印を記入されていますか。
4-3	<input checked="" type="checkbox"/>	『協議会等の開催』については、補助対象となる回のもののみを記入されていますか。 (※交付決定前開催分は補助対象外)
5. 別紙「5. 予算計画」について		
5-1	<input checked="" type="checkbox"/>	「実施項目」の記載は別紙項目「補助対象事業の内容」の記載と揃えられていますか。
5-2	<input checked="" type="checkbox"/>	(「打合せ協議」や「報告書の作成」など、各実施項目を横断する経費がある場合)該当する項目に按分して計上されていますか。
5-3	<input checked="" type="checkbox"/>	千円単位で記入されていますか。
5-4	<input checked="" type="checkbox"/>	「国費」の欄の合計が『別紙 交付申請事業』の補助金額を千円単位にした金額になっていますか。
5-5	<input checked="" type="checkbox"/>	「国費」+「地域の負担」=「総事業費」となっていますか。 (※補助対象とならない「地域の負担」経費は「補助対象経費」には含まないでください。)
6. 添付資料について		
6-1	<input checked="" type="checkbox"/>	(見積書等の積算根拠が複数ある場合)総括表を添付されていますか。
6-2	<input checked="" type="checkbox"/>	総括表にある全ての項目に対応する積算根拠資料を添付されていますか。 (※総括表の項目と見積書の対応がわかるよう番号を振ってください。)
6-3	<input checked="" type="checkbox"/>	(仕入れ控除を行うことができない場合)理由書を添付されていますか。
6-4	<input checked="" type="checkbox"/>	(「打合せ協議」や「報告書の作成」など、各実施項目を横断する経費がある場合) 別紙「5. 予算計画」に計上した際の按分方法を説明した資料を添付されていますか。

申請者と補助金の受け入れ先が異なる理由書

令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（地域公共交通アップデート化推進事業）（市町村型））における補助対象事業者は「協議会のみ」となっており、登別市では地域公共交通の活性化等に関する協議を行う「登別市地域公共交通活性化協議会」が申請者となりますが、本協議会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条の規定に基づき「登別市地域公共交通活性化協議会設置要綱」により設置するもので、法人格を有している協議体ではありません。また、本協議会の規約においても、地域公共交通計画の作成及び変更等に係る契約や財務に関する事務を登別市に委任することができるものと定めています。

登別市の設置要綱により設置されているその他協議体においても、これまで協議体が主体となり民間企業等との委託契約を締結している例はなく、登別市が契約事務を含めた予算執行の管理を行うことにより、財務の健全かつ透明性・公平性を確保してきたところであり、本協議会が独立して契約執行することは、透明性及び信頼性へのリスクが生じかねないと考えております。

従いまして、登別市では当該補助金における「申請者は協議会」とし、契約や支払行為については「登別市」において実施することから補助金の「受け入れ先は登別市」として御対応いただきますようお願い申し上げます。

令和8年4月●日

登別市地域公共交通活性化協議会

会長 渡部 光夫